

平成 29 年（行ツ）第 91 号、平成 29 年（行ヒ）第 90 号 労働者災害補償不支給取消請求上告事件

最高裁判所第二小法廷 御中

スカイマーク航空整備士・猪又隆厚さんの労働災害認定を求める要請

要請の主旨

最高裁判所におかれましては、スカイマーク航空整備士・猪又隆厚さん（当時 53 歳）が、同社における人員不足の中で、過重な労働と責任の重圧などによって、通勤途上でくも膜下出血を発症し、過労死した事件を、労働災害として認定して頂くよう、要請いたします。

要請の理由

航空整備士・猪又さんは、規制緩和政策のもとで生まれたスカイマーク社という効率優先の後発航空会社で、航空機の安全に重大な責任を有する確認主任者として働いていました。この会社では、確認整備資格を有する整備士が不足し、必要な整備処置が取られないまま運航した事などで、何回も国土交通省から業務改善命令を受けていました。こうした環境で、責任感の強い猪又さんは、安全を守るために、過大な作業と後輩の育成にも汗を流していたのです。

しかし、夜間勤務の連続に耐えかね、夜勤からはずしてもらうよう会社に要請し、日勤で働く事になったものの 1 ヶ月足らずで、業務上の都合優先のため元の夜勤シフトに組み込まれ、その後、くも膜下出血によって倒れたのです。

高裁判決は、夜間シフト勤務の厳しさは認識したものの、45 時間の時間間隔があれば疲労は回復するとして、発症直前に見られるような過重労働の要因となった夜間シフト勤務を、労災の因果関係から排除してしまったのです。更に、スカイマーク社特有の慢性的な確認主任者不足の中で、いかに責任の重圧とタイムストレスに曝されていたのか、屋外での夜間作業などの厳しさ、極寒の北海道への出張、危険な作業環境など、重い業務の負荷が複合している事にも目を向けませんでした。こうした判決は到底受け入れる事は出来ません。

有資格整備士の不足が慢性化している航空業界の中で、この様な夜間勤務、過重な労働によって倒れた労働者の救済は、航空の安全を担保するうえでも重要だと考えます。

2017 年 月 日

氏名	住所

<署名集約先> T 414 - 0044 静岡県伊東市川奈 1370-9 藤田哲治方氣付「猪又労災裁判を勝利させる会」事務局